

議案第 65 号

伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例及び伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について

伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例及び伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年6月6日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例及び伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例(平成16年伊賀市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道事業の」を「公共下水道事業(旧上野市の区域を除く。)の」に改め、「受益者負担金」の次に「(以下「負担金」という。)」を加える。

第2条第1項中「地上権」を「地上権等」に、「の地上権」を「の地上権者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、市が定めた公共下水道事業計画区域の外から下水を排除するため、市の公共下水道に排水設備を接続しようとする者は、受益者とする。

第4条から第6条までを次のように改める。

(賦課対象区域の決定等)

第4条 管理者は、年度当初に当該年度内に負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び納付)

第5条 管理者は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区

域内の土地又は施設に係る受益者（第2条第3項の規定により当該賦課対象区域の受益者とする者を含む。以下同じ。）ごとに負担金を賦課するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により負担金を賦課したときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により負担金を賦課された受益者は、当該負担金を納入通知書により指定の納付期日までに納付しなければならない。

（負担金の額）

第6条 賦課対象区域ごとの整備期間における各年度の負担金の総額は、次の表に掲げる施設の区分ごとの当該年度の事業費の額に同表に定める当該区分ごとの負担率を乗じて得た額の合計額の範囲内で管理者が定める額とする。

施設の区分	負担率
処理施設	5%
管路施設	10%

- 2 一の受益者が負担する負担金の額は、各年度において、前項の負担金の総額を当該賦課対象区域の全ての受益者に按分する方法により管理者が定める額とする。この場合において、一の受益者が整備期間を通じて負担する負担金の総額は、45万円を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、整備完了後新たに受益者となった者の負担金の額は、45万円とする。

第7条中「次の」を「受益者が次の」に改め、同条第3号中「掲げる」の次に「場合の」を加える。

第8条中「次の」を「受益者が次の」に、「負担金はこの」を「負担金については、この」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 受益者が公の生活扶助を受けている場合その他これに準ずる特別な事情があると認められる場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認める場合

第9条中「第5条」を「第4条」に、「第6条第1項の規定により、定められた」を「従前の受益者に賦課された負担金の」に改める。

第10条中「条例の」を「この条例の」に改める。

附則第2項中「(以下これらを「合併前の条例」という。)」を削る。

附則第3項を削る。

(伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成16年伊賀市条例第196号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の事業費」を「に要する費用」に、「徴収する」を「徴収する」に改める。

第2条の見出し中「納付義務者」を「徴収」に改め、同条第1項中「前条の規定による」を削り、「市が事業主体となつて行う農業集落排水事業について、利益」を「事業により利益」に改め、同条第2項中「分担金の納付義務者」を「受益者」に、「掲げる」を「掲げる」に改め、同項第1号中「利益」を「事業により利益」に、「及び」を「若しくは」に、「の所有者」を「を所有し、又は所有しようとする個人又は法人等」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「その他農業集落排水処理施設」を「前号に掲げるもののほか、農業集落排水処理施設」に、「利益」を「利益」に改め、同号を同項第2号とする。

第3条及び第4条を次のように改める。

(分担金の賦課)

第3条 分担金は、整備期間内に年度ごとにこれを賦課する。ただし、整備完了後新たに受益者となつた者については、受益者となつた時点でこれを賦課する。

(分担金の額)

第4条 事業ごとの整備期間における各年度の分担金の総額は、次の表に掲げる施設の区分ごとの当該年度の事業費の額に同表に定める当該区分ごとの負担率を乗じて得た額の合計額の範囲内で管理者が定める額とする。

施設の区分	負担率
処理施設	5%
管路施設	10%

2 一の受益者が負担する分担金の額は、各年度において、前項の分担金の総額を当該事業の全ての受益者に按分する方法により管理者が定める額とする。この場合において、一の受益者が整備期間を通じて負担する分担金の総額は、45万円を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、整備完了後新たに受益者となつた者の分担金の額は、45万円とする。

第5条の見出し中「徴収」を「徴収期日」に改め、同条中「分担金徴収期日」を「分担金の徴収期日」に改める。

第7条を次のように改める。

(分担金の減免)

第7条 管理者は、受益者が次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金を減免することができる。ただし、既に納付された分担金については、この限りでない。

(1) 受益者が公の生活扶助を受けている場合その他これに準ずる特別な事情があると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認める場合

第8条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改める。

附則第2項中「(以下これらを「合併前の条例」という。)」を削る。

附則第3項を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊賀市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受益者負担金を賦課する場合について適用する。

3 この条例による改正後の伊賀市農業集落排水事業分担金徴収条例の規定は、施行日以後に分担金を賦課する場合について適用する。